

1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

【施策の必要性】

児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、主体的に学習できる力を培うためには、一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導や習熟度別指導などきめ細かな指導を行うことが重要である。

また、これからの変化の激しい時代を生き抜く児童・生徒には、知識・技能の習得のみならず、他者と協力・協働しながら課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度、新たな価値を創造する力を育むことが求められる。

さらに、日進月歩で技術革新が行われる社会において、科学技術の分野で我が国が世界をリードしていくためには、理数教育の一層の充実を図り、科学技術立国日本を支える人材を育成することが必要である。

主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び「同ソフト」の活用を一層推進するとともに、基礎・基本の定着を図る。

◇主要事務事業（指導部・人事部）

(1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア 「児童・生徒の確かな学力向上を図るための調査」の実施

(ア) 調査の目的

- a 都教育委員会は、児童・生徒の学力の定着状況を把握し、全都における教育施策に生かす。
- b 区市町村教育委員会は、教育課程や指導方法等に関わる自地区の課題及び解決策を明確にし、教育施策に生かす。
- c 各学校は、教育課程や指導方法等にかかわる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力向上を図る。

d 都教育委員会は、都民に対し、東京都の公立小・中学校における児童・生徒の学力の状況について、広く理解を求める。

(イ) 調査の内容及び実施学年

a 「学習指導要領に示されている目標や内容」の実現状況及び「読み解く力」の定着状況を把握するための内容^し悉皆調査・自校採点

小学校第5学年：国語、社会、算数、理科の4教科

中学校第2学年：国語、社会、数学、理科、英語の5教科

b 児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境など学習に関する意識や生活習慣に関する内容

c 学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備に関する内容

イ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等についての説明会の開催

学力調査の意図、採点のポイント及び問題の趣旨、問題内容、並びに調査の分析方法・結果、授業改善のポイントに関する説明会を都内の全公立小・中学校等の教員及び全区市町村教育委員会の指導主事を対象に開催する。

ウ 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」報告書及び指導資料の作成・配布

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の分析を行うことにより、課題を明らかにし、その解決策としての授業改善のポイントを明示した報告書及び授業改善のポイントを分かりやすく説明した指導資料を作成し、都内の全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布し、学校における授業改善の具体的な取組を支援する。

(2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置することにより、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化する。

(3) 都及び国の学力調査の結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させる。

また、各学校は、児童・生徒や保護者、地域の方々、都民に「授業改善推進プラン」を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図る。

(4) 学校訪問の実施

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果に基づき、学力に課題のある学校へ国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して訪問し、指導・助言を行い、授業改善の取組を支援する。

- (5) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供<メールマガジンの配信>
 児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援する。
- (6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進
 「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導及び中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- (7) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用
 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。
- (8) 学力格差解消に向けた取組
 児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置する。

2 高等学校における学力の確実な定着

生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、指導と評価のPDC Aサイクルにより、授業を改善するなど校内で組織的・計画的な指導を行う。

また、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施し、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導を行う。

さらに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

あわせて、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に努力できるよう支援するため、学力の定着等に向けた指導資料「東京リ・スタディ」を活用し、「ゆめナビプロジェクト」を推進する。

◇主要事務事業（指導部）

- (1) 「都立高校学力スタンダード」活用事業
- ア 全都立高等学校による、自校の学力スタンダードの作成及び学力スタンダードに基づく学習指導の実施
- 全都立高等学校において、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。
- また、指導と評価のPDC Aサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る。
- (ア) 「都立高校学力スタンダード」を参考に自校の学力スタンダードの作成及び自校の学力スタンダードのホームページへの掲載
- (イ) 学力スタンダードに基づく組織的な学習指導体制の確立

(ウ) 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画・報告書の作成

(エ) 学力スタンダードに基づく指導と評価の実施

(オ) 各校独自の学力調査の実施と分析

イ 学力向上データベースの活用

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成する。作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータベースに登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資する。

(ア) 教員で構成する「都立高校学力スタンダード」学力調査問題検討委員会の設置

(イ) 委託業者と共同で「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の作成

(ウ) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

(2) 「校内寺子屋」の推進

ア 平成 30 年度に指定される都立高等学校 30 校の生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 120 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

(3) 「ゆめナビプロジェクト」の推進

基礎学力の定着を重視する高等学校において、生徒が明確な目標を持ち、進路実現に向けて努力できるように支援するための研究を 10 校において試行実施する。

試行校では、生徒が意欲的に学ぶことを支援するために、教職員が一人一人の生徒の進路希望や学力の状況を共有し、組織的に指導できる体制づくりに必要な支援の在り方について研究する。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行う。これらを通じて、地域の人材を活用した学習習慣を身に付けるための学習支援など活動プログラムの充実を図る。

また、中学生等を対象として、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」に取り組む区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。さらに、モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施する。

高等学校においては、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高校 30 校で実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒に対する学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

◇主要事務事業（地域教育支援部・指導部）

(1) 「放課後子供教室」の促進

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動等の充実に向けた支援を行う。

ア 研修機会の充実

「放課後子供教室」の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図るなど、区市町村を支援していく。

なお、平成 29 年度は研修を 7 回実施した。

イ 情報提供の充実

学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における「放課後子供教室」の推進を図る。

平成 29 年度は 55 区市町村 1,186 小学校区、都立特別支援学校 11 教室で実施した。

ウ 活動プログラムの充実

次代を担う人材を育成するため、学力や体力向上等の取組を含めた、年 12 回以上の継続的・体系的な活動プログラムを実施する際に、活動プログラムを中心となって行う教育活動推進員の謝金を都独自に上乘せした補助を行う。こうした取組を通じて活動内容の充実を図る区市町村を支援していく。

(2) 「地域未来塾」の促進

ア 実施地区の拡充

関係課長会や担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。

【平成 29 年度】 事業実施地区数 21 区市町村、事業担当者会 3 回

イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、広報誌等を活用した情報提供を行う。

また、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめ、「(仮) 運営マニュアル」を作成し提供することで、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

(3) 「スタディ・アシスト事業」の実施

ア モデル実施

「地域未来塾」実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援をモデル実施する。

イ モデル実施の検証

進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について検証する。

(4) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

ア 平成 30 年度に指定される都立高等学校 30 校の生徒個々の状況に応じた学力向上の支援

イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理

放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間 120 回の学習支援を実施する。

ウ 基礎学力の定着状況の把握

(ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

4 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指す。平成 28 年度から 3 年間、アクティブ・ラーニング推進校を 15 校ずつ指定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導に関する研究及び、指導資料の開発・普及を図る。

また、探究的な学習等を用いて、主体的・協働的に学びながら、生徒一人一人に思考力・判断力・表現力を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を極める知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力等を身に付けさせ、グローバル社会で活躍するリーダーを育成する「知的探究イノベーター推進校」事業を指定校 3 校で実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) アクティブ・ラーニングの推進

ア 生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付けられるよう、学校教育における質の高い学びの実現を目指すために、平成 28・29 年度に指定した「アクティブ・ラーニング推進校」30 校（第 1・2 期）に加え、新たに 15 校（第 3 期）を指定し、推進校では以下の取組を行う。

- (ア) 外部講師を招いた校内研修の実施
- (イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の視察
- (ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業実践
- (エ) 報告書の作成

イ 推進校の成果の普及を図るため、次の取組を行う。

- (ア) 「アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成及び全都立高等学校への配布
- (イ) 推進校の実践の成果を発表する全都立高等学校に向けた実践報告会の開催

(2) 知的探究イノベーター推進事業

ア 教育課程に関する研究

- (ア) 知的探究力、イノベーションを巻き起こす創造力を育成するための教育課程の開発
- (イ) 探究学習の充実を図るための教育課程の開発

イ 学習内容・学習方法の研究

- (ア) 探究学習における、主体的・協働的学習を通じた、高いレベルでの思考力・判断力・表現力等を育成する学習内容・学習方法の開発
- (イ) 新学習指導要領の「総合的な探究の時間」における都独自の探究的な学習「探究と創造」の開発

(3) カリキュラム・マネジメントの推進

ア 平成 29 年度に指定した 7 校の推進校が、新学習指導要領の趣旨の共有、現行教育

課程における現状と課題の分析、新たな目標の設定、教科主任会及び教科会の整備など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた研究開発等に取り組む。

イ 推進校の成果の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 「グランドデザイン」の作成及び全都立高等学校への周知

(イ) 推進校の実践の成果を発表する全都立高等学校に向けた実践報告会の開催

5 高等学校における生徒の進学希望の実現に向けた取組の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

◇主要事務事業（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立学校における進学指導重点校等の推進

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 37 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

ア 進学指導重点校等の指定

(ア) 進学指導重点校 7 校（指定期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）

(イ) 進学指導特別推進校 7 校（指定期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）

(ウ) 進学指導推進校 13 校（指定期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）

イ 大学入試改革に向けた新しい進学指導体制構築のための支援

学校ごとの定期考査問題等を分析・評価し、各教科の取組状況（教科指導の在り方、定期考査の問題改善、結果の分析状況等）における成果や課題の抽出と改善案の提示を行う。

ウ 学習指導員による指導・助言の実施

教科指導や進学指導に関する専門的な知識を有する学習指導員を各学校に定期的に派遣し、進学指導に関わる事務や諸課題に対する指導・助言を通して、各校の進学指導事務の効率化を図る。

6 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決に向けて自分ができることを考え実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校 30 校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考・判断・表現しながら課題解決を図る取組を行う、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進する。

また、都内全公立学校において、環境への取組（3R（リデュース、リユース、リサイクル））について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践し、環境について理解を深める取組を実施する。

さらに、児童・生徒に環境保全に必要な知識を与えるとともに、3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを理解させ、その実践を促すために、都内全公立学校に「環境掲示用教材」を配布する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

持続可能な社会づくりに向けた教育推進校を 30 校指定し、自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人が自らの課題として考え、解決を図るために必要な力を育成するため、以下の取組を推進する。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

地域の現状や自然環境等の実態・状況を把握して解決に向けた方策を協議したり、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせて思考・判断・表現したりして、持続可能な社会づくりに求められる資質・能力の育成を図る。

イ 組織運営の改善及び教科等横断的な取組

各教科等の指導時数や単元のねらい等を一覧にまとめた年間指導計画を作成し、全校体制で計画的に推進する。

ウ 外部人材や地域資源等の計画的な活用

(ア) 地域の専門家を講師として、地域の現状や自然環境等について講義を受け、教職員の指導力向上を図る。

(イ) 大学の専門家を講師に呼び、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に係る指導・助言を受ける。

(2) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施

環境への取組（3R）について、子供たち自身が具体的な行動目標を設定し、その活動を家庭・地域と連携して継続的に推進・実践する。

(3) 環境教育掲示用教材の作成・配布

3Rをはじめとする環境に配慮した行動の大切さを児童・生徒が理解するとともに、その実践を促すため、「環境教育掲示用教材」を作成し、全公立学校に配布する。

7 AI時代における教育の推進

児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせる学習活動を推進するため、都内公立小学校においてプログラミング教育推進校を75校指定し、指導計画や実践事例の開発・普及を図る。

その際、企業等と効果的な連携を通じた取組を促し、新学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育を推進する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 企業等と連携したプログラミング教育の推進

ア 新学習指導要領のねらいに即したプログラミング教育の推進

教育課程全体を見渡し、児童にプログラミングを体験させながら論理的思考力を身に付けさせるために適切な学年や教科、単元などを考慮して、指導計画、実践事例の開発を行い、プログラミング教育の普及・啓発を図る。

イ 企業等との効果的な連携

プログラミング教育推進校を指定し、企業等と連携しながら、それらの教育資源を効果的に活用したプログラミング教育を推進する。公立小学校75校程度を指定する。

8 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、主体的に学校活動に取り組み、自らの未来を切り開いていく力を伸長できるよう、学校活動を通して現物給付による奨学金を支給する。

◇主要事務事業（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

家庭の経済状況にかかわらず、誰もが学べる環境を実現するためには保護者の教育費負担の軽減が重要なことから、これまで支援のなかった生徒の意思により参加する学習活動（学習の成果を明らかにする資格試験の受験料等や学校における勉強合宿・語学合宿等への参加費等）を対象とした奨学金を現物給付することにより、生徒が希望する学習活動等への参加機会を確保する。

主要施策2 理数教育の充実

1 小・中学校における理数教育の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心を持つ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、地域人材、保護者、学生等のボランティアを活用した理科授業の充実、大学や企業と連携した特別プログラムの実施を通じた理科好きな児童・生徒の育成、アドバイザーの派遣による教員の指導力向上など、各地域における理科教育施策の整理・充実を支援するため、「理科教育支援推進事業」を実施する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 「小学生科学展」の実施

公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。）の児童の理科・算数等に対する意欲を高めるため、理科・算数・科学技術などに関わる自由研究を展示する「小学生科学展」を実施する。

(2) 「東京ジュニア科学塾」の実施

科学に高い興味・関心がある公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の生徒の資質・能力を更に伸長するため、科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を実施する。

(3) 「中学生科学コンテスト」の実施

中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸長するとともに、科学好きの中学生の裾野を広げるため、理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨させる「中学生科学コンテスト」を実施する。

(4) 理科教育支援推進事業

5地区を指定し、観察・実験の充実、関心・意欲の向上、指導力の向上、基礎学力の定着の四つの柱について、各地域における理科教育施策の整理・充実に向けた支援を実施する。

(5) 理科教育カンファレンスの実施

理科を指導する小学校や中学校等の教員が、都や国における課題や先進事例を共有するとともに、新学習指導要領の内容を踏まえた理科教育の改善、充実を図ることができるよう、会議を開催する。

2 高等学校における理数教育の充実

東京都の理数教育を牽引するために、都立高校における科学技術系人材育成の拠点として、「理数アカデミー校」に指定した都立富士高等学校・附属中学校において、中学校段階から6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成する。また、「理数リーディング校」を3校指定し、新学習指導要領に向けて数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行い、教科・科目の枠にとらわれない多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う資質と能力を育成する。

さらに理数に興味を持つ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等24校を「理数研究校」として引き続き指定するとともに、「理数リーディング校」、「理数アカデミー校」以外の都立高校で理数に興味・関心を持つ生徒を対象に、大学等の研究施設での高度な研究活動や、先端施設の見学や研究者の講義などを行う「理数研究ラボ」を実施する。

あわせて、生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校における、医学部等への進学を希望する生徒同士によるチームにおいて、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

◇主要事務事業（都立学校教育部、指導部）

(1) 「理数アカデミー校」の充実

- ア 科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。
- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
- ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
- エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。
- オ 「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。

(2) 「理数リーディング校」の指定

- ア 新学習指導要領の「理数探究」で求められる数学と理科の知識や技能を総合的に活用した探究活動について研究開発を行い、教科・科目の枠にとらわれない多角的・複合的な視点で事象を捉え、豊かな発想で探究的な学習を行うことを通じて新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う資質と能力を育成するため、生徒一人一人のテーマに基づく探究活動をカリキュラムに取り入れる。

- イ 大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して理数に秀でた生徒の能力の一層の伸長を図る。
 - ウ 大学教授等の専門家からの指導により、研究内容の充実を図り、生徒の進路実現に向けた意識の明確化を図る。
 - エ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）を通して、プレゼンテーション能力・表現力等の育成を図る。
 - オ 「科学の甲子園全国大会」への出場や各種科学コンテスト等の上位入賞を目指す。
- (3) 「理数研究校」の指定
- ア 理数に興味を持つ生徒の裾野拡大に取り組む学校を「理数研究校」として24校指定する。
 - イ 生徒が理数に関する研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表する。
 - ウ 科学の祭典（「科学の甲子園東京都大会」への出場及び「研究発表会」におけるパネル発表）に参加して、競技・交流を通じて互いに高め合い、理数に関する興味・関心と知識・技能の更なる向上を図る。
- (4) 理数研究ラボ事業の実施
- ア 指定校以外の学校の生徒の中から理数に秀でた生徒を発掘し、次世代の科学技術系人材となるよう育成を図る。
 - イ 大学や研究機関等と連携し、指定校以外の学校の生徒に対して、観察や実験など体験的な課題解決型学習や探究活動の機会を設け、理数に関する関心・意欲を高める。
 - ウ 週休日等を活用した通年型ラボと長期休業期間を活用した集中ラボの実施を通して、研究を進める方法を身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力を高める。
- (5) 医学部等への進学を希望する生徒の「チーム」における育成プログラムの実施
- 生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し^{せつさたくま}支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、病院への職場見学や医療関係者との交流、大学医学部の教授による模擬授業など、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

<取組の方向1におけるその他の事務事業>

1 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配（地域教育支援部・人事部）

小学校や中学校への入学直後の小1問題や中1ギャップを予防・解決するために、小学校第2学年及び中学校第1学年に対して1学級35人の学級編制を可能とする教員加配を行っている。加配対象校は、学校の実情に応じて、学級規模の縮小のほか、チームティーチングなどを選択することができる。

なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、小学校第1学年には35人学級編制が導入されている。